

福島県中間貯蔵施設の現状と環境省に対する 30 年中間貯蔵施設地権者会の闘い

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

さる 11 月 19 日、環境省福島地方事務所と 30 年中間貯蔵施設地権者会（以下、地権者会）との交渉が持たれた。会場はコロナ禍ということで都内であった。この交渉は実に 45 回を数えるが、環境省側はあくまで説明会であることを繰り返し、地権者側の質問にまともに答えていない。

その翌々日の 21 日、地権者会会長の門馬好春さんに季刊誌「現代の理論」の取材（インタビュー）があり、私も同席させていただいた。その取材の中では、中間貯蔵施設用地の契約状況や、とりわけ環境省と地権者会との用地交渉について、詳しい話をきくことができた。

この機会に、中間貯蔵施設の現状と環境省に対する地権者会の闘いの状況をレポートしたいと思う。

1. 中間貯蔵施設の現状

中間貯蔵施設の現状は次のとおりである。

全体面積と地権者の状況（2020 年 10 月末現在）

全体面積 約 1,600ha	項目	全体面積に対する 面積と割合	全体登記記録人数 (2,360 人)に対する 人数と割合
	地権者連絡先把握済み	約 1,590ha 99.4%	約 2,090 人 88.6%

※詳しい状況は参考資料参照。

契約状況（2020 年 10 月末現在）

民有地 約 1,270ha (約 79%)	契約済み面積		<参考> その他公有地 をふくめた面積 約 1,480ha (92.5%)	契約済み人数 計
	民有地 約 1,150ha 90.6%	計 約 1.197ha 74.8%		1,783 人 75.6% (連絡先把握済みの 2,090 に対する割合 は、85.3%)
公有地 約 330ha (約 21%)	公有地 約 47ha 14.2%	約 283ha 17.7%		
	その他公有 地			

※ 2 つ表とも、11 月 19 日環境省福島地方事務所配布資料から作成

なおこの契約実績の中には、地上権設定した分も含まれる（地上権設定の課題については

後述する)。地上権設定面積等は以下のとおりとなっている。

○ 契約面積：約 1,197ha のうち、地上権設定：約 205ha （割合：17.1 %）

○ 契約件数：1,783 件のうち、地上権設定：155 件 （割合：8.7%）

地上権設定した土地が約 17% (全体面積に対する割合でも 12.5%) もあるということは、今後とも大きな意味を持つことになるのは明白である。環境省が地上権設定した地権者と締結した「地上権設定に関する契約書」には、ある意味では当然のことながら、地権者側の要求をほぼ認めた次のような重大な事項があるからである。

● 地上権の存続期間

地上権の存続期間は、この契約を締結した日から令和 27 年 3 月 12 日までとする。（令和 27 年、すなわち 2045 年としたのは、2015 年 3 月から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送が開始されたからである。それから 30 年間である）

● 返還ならびに原状回復

国は、地上権の存続期間が満了する日までに、土地に現に存在する物件を撤去し、土地を現状に復した上で、契約者に返還する。

この「30 年の地上権の存続期間」と「返還ならびに原状回復」の 2 つは、環境省にとってきわめて高いハードルになることは間違いない。

ところで、中間貯蔵施設における主な施設の配置状況と除去土壌の分別処理と貯蔵のイメージ、受入・分別施設および土壌貯蔵施設の概要は別紙資料のとおりである。

2. 地権者会の活動

当初、国は中間貯蔵施設の全体を国有地化する方針であった。すなわち、「最長 30 年間の保管とその後県外で最終処分」をうたいながら、売買契約しか認めなかったのだ。この国の対応や、石原伸晃環境省（当時）の「最後は金目でしょ」発言に強い不信感を持った地権者らが結成したのが地権者会である。現在は支援者らもふくめて約 100 人の会員が、30 年後の土地の返還などを求めて活動している。

その活動の最大の課題が 30 年後の土地の確実な返還を担保する契約書の締結と、用地補償の是正であった。契約書は先述のとおり国がほぼ受入れたため、現在最も力を入れているのが用地補償の問題である。

● 買取価格と地上権設定価格

環境省が提示した大熊町の田の標準価格は、原発事故を想定せずに算定した場合の 2013 年（平成 25 年）時点での地価は、1 反部（1000 m²）当たり 240 万円。

売買価格は地価の 50% とされ、1 反部当たり 120 万円になる。

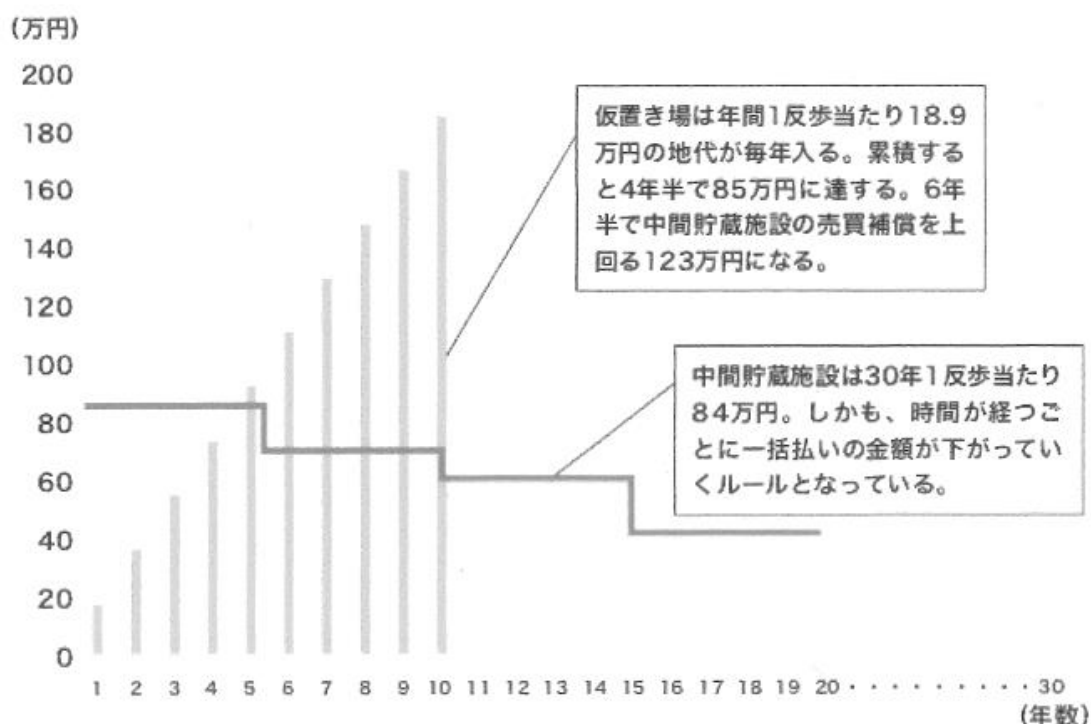
地上権設定価格は売買価格の70%とされ、1反部当たり84万円とされた。

● 土地賃貸価格と地上権設定価格

地権者会が比較対象として調べた双葉・大熊町内などに設置されている「仮置き場」(田)の補償額は、地価100%を基準にした賃貸契約になっており、4年半で85万円、6年半で123万円になっていた。

しかも、中間貯蔵施設の場合には、時間が経つごとに金額が下がるルールになっていた(下図参照)。

仮置き場と中間貯蔵施設(地上権設定)の土地使用料比較



これでは地権者会が納得できなかったのは当然だ。地権者会が環境省に求めているのは、決して「カネ目」ではなく、「公平・公正」な対応なのだ。

3. 地権者会の正当性

地権者会が求めているのは、国だけでなくすべての自治体が基準としている次のルールの適用である。

- ① 公共用地の取得に伴う損失補償要綱(1962年閣議決定)
- ② 同 基準(1962年用地対策連絡会決定)

そもそも中間貯蔵施設の借地に地上権設定を適用したのが問題だと私は思う。地上権設定は地下トンネルのように、地下の一部を使用し、地上は通常どおり住宅を設けたり、

耕作する場合に適用する。

公共用地の取得に伴う損失補償基準は、「土地等の取得に係る補償」と「土地等の使用に係る補償」を定めている。そして「土地の使用に係る補償」は次のように定められている。

使用する土地（空間又は地下のみを使用する場合における当該土地を除く。以下この条において同じ。）に対しては、正常な地代又は借賃をもって補償するものとする

つまり、「使用する土地は空間又は地下のみを使用する場合を除いた土地であり、正常な地代又は借賃をもって補償する」こと、これが全国統一基準、統一ルールなのである。中間貯蔵施設は、地上と地下の双方を使用する全面使用なのだから、「空間又は地下のみを使用する場合における当該土地を除く」という「例外規定」があたらないのはしごく明白である。

環境省は独自基準をつくって対応していることになる。このような対応は、憲法第 29 条を持ち出すまでもなく、違法、不当なものである。このような違法、不当な対応は、何とか全面買収に誘導したいという、2045 年を見据えたものにほかならないと考えられる。

4. 2045 年までの活動の継続

2045 年は、すなわち地上権の存続期限であり、原状回復期限である。環境省は土地を全面的に手に入れ、永久に使用し続けることを念頭に置いている。それは、なし崩しの最終処分場化である。

地権者会の活動は、なし崩しの最終処分場化をさせない活動であり、闘いである。それは同時に、地権者個々人の権利保障を超えて、福島第一原発災害に苦しむ人々に勇気を与える活動である。また原発災害の風化が懸念されている今日、東京に住む私たち自身の問題としてとらえ返し、ともに活動していくことも求められていると思う。

<参考資料>

- 中間貯蔵施設の状況について（環境省説明資料）
- 地権者の状況について（同 参考資料）
- 中間貯蔵施設における主な施設の配置状況（同 配布資料）
- 除去土壌の分別処理と貯蔵のイメージ（同 配布資料）
- 受入・分別施設および土壌貯蔵施設の概要（同 配布資料）
- 【福島原発】環境省と戦う中間貯蔵地権者会（月刊 政経東北 2019 年 11 月号）

<https://note.com/seikeitohoku/n/n99b25f2b9b50>